

モニタリング（継続監視）

所沢市産業経済部商業観光課は、所沢市元町地下駐車場指定管理者による管理が協定書及び業務仕様書等に従い、適切かつ確実に実施されているかを確認・検証するとともに、仮に水準が充たされていない場合、改善指導等によりサービス水準の向上を図る。

また、正当な理由なく改善指導等に従わない場合や当該指定管理者が管理を継続することが適当でない場合、指定の取消しを行うこともある。

【実施方法】

（１）定期継続監視

指定管理者	商業観光課
	①事業計画書等の内容実態、実施状況等確認 ②再委託業務計画書の実施状況確認 ③社会保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の被保険者であること、最低賃金法その他法令順守の確認
①日報の作成	
②月次報告書の作成、提出	④月報による業務履行の確認
③四半期事業報告書の作成・提出	⑤四半期事業報告書による業務履行確認、財務状況等の確認 ⑥再委託業務計画書の実施状況確認
	⑦実地調査票による運営状況の確認
④苦情処理体制の整備、実態報告	⑧苦情処理の確認・検証
⑤施設の管理運営に関する外部意見等の把握（満足度調査、利用者アンケートの実施）	⑨アンケート結果等に基づくサービス水準の確認
⑥事業報告書（年次）等の作成、提出	⑩事業報告書（年次）等に基づく業務履行、財務状況等の確認（モニタリングシートによる総括的評価） ⑪改善指導と指示
⑦財務状況の報告 毎年度の決算後速やかに決算書（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書）及び関係書類（法人税申告書・預金残高証明書の写し等）を提出。 ※法人の場合は、確定申告書 別表一及び法人事業概況説明書を、会社法による監査が義務付けられている法人は、会社法が規定する会計監査人が作成す	⑫指定管理者の業務を安定して行う経営基盤を有しているかどうか確認する

る「監査報告書」及び当該年度の税申告の写しを提出。	
	⑬必要に応じ、業務の一時停止、指定の取消し

(2) 臨時継続監視

①商業観光課による「立入調査」

事業計画書等の内容実態・実施状況、日報・施設の状況等確認、日報と報告書の突合

②日常的な相談

③その他必要に応じて、臨時継続監視を実施